

海上自衛隊遠洋練習航海部隊の靖国神社参拝の取りやめに関する申し入れ

防衛大臣・木原稔様
防衛事務次官・増田和夫様
海上幕僚長・酒井良様

2024年2月25日の朝日新聞社説「海自でも参拝 靖国との関係 総点検を」は、以下のように指摘しました。

「陸上自衛隊に続き海上自衛隊でも、幹部を含む自衛官らによる靖国神社への集団参拝が明らかになった。憲法が定める「政教分離」に抵触するのみならず、旧日本軍と「断絶」していないのではないかと疑われる行動だ。他の部隊でも例はないか、総点検して明らかにする必要がある。」

「制服姿での集団参拝は、外形的には組織的な振る舞いにしか見えない。幹部の育成過程の一環に組み込まれた行事のようにもみえ、若い自衛官が本当に個人の自由意思で、参加の有無を判断できるものだろうか。」

酒井海幕長は、自由参拝なので記録がなく、問題はないので「調査する方針もない」と述べた。過去にさかのぼって実態をつまびらかにすることなく、なぜそんな判断ができるのか。海自任せにせず、防衛省がきちんと事実関係を確認すべきだ。・・・

靖国神社は戦前、旧陸海軍が共同で管理し、国家主義や軍国主義の精神的支柱となった。東京裁判で戦争責任を問われたA級戦犯14人が合祀されてもいる。もちろん自衛隊員にも「信教の自由」は保障されているが、組織的な参拝となれば、話は別である。

平和憲法の下で再出発したはずの自衛隊内で、過去への反省が風化していないか。この機会に組織全体をみわたしてチェックすべきだ」。

本件については、しんぶん赤旗も、「海自幹部ら165人 違憲の靖国参拝 昨年5月 制服姿 毎年実施か 事務次官通達に抵触」と2月17日に報道しています。

これら新聞報道のニュースソースとなった、靖国神社社務所発行の「靖国」816号(2023年7月1日)4面では、写真付きで、「海上自衛隊遠洋練習航海部隊参拝」について以下のように報じています。

<5月17日、海上自衛隊練習艦隊遠洋航海部隊の指揮を執る練習艦隊司令官・今野泰樹海将補以下、一般幹部候補生課程を終了した初級幹部等165名が、航海に先立ち正式参拝した。

同部隊は、練習艦「かしま」と随伴艦の護衛艦「はたかぜ」の2隻で編成され、5月25日から10月20日まで149日間の航程で、アメリカ大陸8カ国11寄港地を訪問する。

遠洋練習航海は、この春に幹部候補生学校を卒業したばかりの初級幹部に対し、各部隊への着任直前に行われている。昭和32年以降毎年実施され、今回で67回目となる。出発前には当神社へ正式参拝に訪れている。>

この記事を検証すべく、「靖国」のバックナンバーを検索したところ、以下のような記事を確認することができました。

- ・83号(1962年6月15日)7面の「遠洋航海に先立ち海上自衛隊の参拝」の記事(写真付き)＝「遠洋航海に先立ち参拝したことは戦後初めてのことである」。
- ・133号(1966年8月15日)2面の「海上自衛隊練習艦隊 靖国神社に参拝」の記事(写真付き)＝「海上自衛隊の遠洋航海は昭和32年よりはじめられ、今年が丁度10年目に当たり、また出航に伴って靖国神社に特別参拝したのは去る37年から毎年行われている」。
- ・168号(1969年7月15日)3面の同上名の記事(写真付き)＝「海上自衛隊の遠洋航海は昭和32年より始められ、特別参拝は去る37年より毎年行われている」。
- ・623号(2007年6月1日)4面の「海上自衛隊遠洋練習航海部隊参拝」の記事(写真付き)＝「この練習艦隊の遠洋航海は、初級幹部等が全国の部隊に着任する前の部隊演習として行われており、出発前には例年当神社に参拝している」。
- ・635号(2009年6月1日)4面の同上名の記事＝「今回で53回目となるこの遠洋航海は、初級幹部達が全国の部隊に着任する前の部隊実習として昭和32年から行われているもので、出発前の当

神社参拝が恒例となっている」。

- ・ 647号（2010年6月1日）2面の同上名の記事（写真付き）及び684号（2012年7月1日）2面の同上名の記事＝「この遠洋航海は、初級幹部達が全国の部隊に着任する前の部隊実習として昭和32年以降行われており、出発前には毎年当神社への昇殿参拝が行われている」。
- ・ 708号（2014年7月1日）2面及び720号（2015年7月1日）2面の同上名の記事（写真付き）＝「この遠洋航海は、今春、幹部候補生学校を卒業した初級幹部が全国の部隊に着任する直前の部隊実習として昭和32年以降行われており、出発前には毎年当神社への昇殿参拝が行われている」。
- ・ 744号（2017年7月1日）2面の同上名の記事（写真付き）＝「この遠洋航海は、毎春、幹部候補生学校を卒業した初級幹部が全国の部隊に着任する直前の部隊実習として昭和32年以降行われているもので、今回で61回目となる。出発前には毎回当神社への参拝が行われている」。
- ・ 756号（2018年7月1日）2面の同上名の記事（写真付き）＝「この遠洋航海は、この春に、幹部候補生学校を卒業したばかりの初級幹部が、全国の部隊へ着任する直前の部隊実習として昭和32年以降行われているもので、今回で62回目となる。出発前に毎年当神社への正式参拝が行われている」。
- ・ 768号（2019年7月1日）2面の同上名の記事（写真付き）＝「この遠洋航海は、この春に、幹部候補生学校を卒業したばかりの初級幹部が、全国の部隊へ着任する直前の部隊実習として昭和32年以降毎年行われているもので、今回で63回目となる。出発前には毎年当神社への正式参拝が行われている」。

これらの記事からは、海上自衛隊の遠洋練習航海が1957年に開始されたこと。海上自衛隊遠洋練習航海部隊の靖国神社参拝が5年目の1962年から開始され、以後2023年7月まで61年間にもわたって、毎年毎年、司令官以下部隊ぐるみの靖国神社への正式参拝が行われてきたという事実が明らかになっています。

これらの海上自衛隊遠洋練習航海部隊による靖国神社正式参拝行為は、宗教施設への部隊参加と隊員への参加強制を厳に慎むべきとした1974年11月19日付けの防衛事務次官「宗教的活動について（通達）」に明確に違反しており、憲法の政教分離原則にも違反しています。

そもそも日本国憲法20条1項後段及び3項の定める政教分離の主眼はただ単に抽象的に国家と宗教の分離ということの意味するのではなく、より具体的には国家と神社神道とのあらゆる結びつきを否定するという意味をもっています。日本国憲法における政教分離は、国家と神社神道との徹底的分離を求める点にあります。

そこでわたしたちは下記、申し入れます。

記

1. 防衛省、海上自衛隊は公務員の憲法尊重擁護義務に違反し、憲法の政教分離原則を侵害する海上自衛隊遠洋練習航海部隊の靖国神社正式参拝行為を取りやめてください。
2. また自衛隊は旧軍の精神的基盤であった靖国神社との結びつきを窺わせる一切の行為を厳正に慎むことによって、自衛隊員の信教の自由を尊重し、自衛隊の合憲法的な存立基盤を明らかにする姿勢を示すことを強く要望します。

2024年6月10日
政教分離の侵害を監視する全国会議
代表幹事 稲正樹、木村庸五
事務局長 星出卓也